

徳一と最澄 一論争の経過を巡って

天台宗典編纂所編輯員 吉田慈順*1
龍谷大学/関西大学非常勤講師

現在知られる徳一の著作

番号	書名	巻数	蔵後 (1104-1180) 『注進法相宗章疏』 (T55)	永超 (1014-1095) 『東城伝灯目錄』 (T55)	最澄・その他の著作
①	同経 (妙法蓮華経) 要略	3	奥州徳一 (p.1140c)		凝然 (1240-1321) 『五教章通路記』 (T72, pp.339c-340a)
②	同経肝心	2	徳一 (p.1140c)		
③	同経権文	1		得一 (p.1150a)	
④	〔法華〕新疏	14(?)			高泉性激 (1633-1695) 『東国高僧伝』 (新版仏全 62, p.268c)
⑤	仏性抄				最澄 (766/767-822) 『照権実鏡』 (伝全 2, p.11)
⑥	中辺義鏡〔章〕/恵日義鏡	3	徳一 (p.1144b)	得一 (p.1163a)	最澄『守護国界章』 (伝全 2, p.152, p.234, p.626, p.646) 『決権実論』 (伝全 2, p.699, p.719) 『法華秀句』 (伝全 3, p.70) / 宗法師『一乗仏性慧日抄』 (869-883成立, T70, p.186c)
⑦	義鏡要略	7以上			源信 (942-1017) 『一乗要決』 (恵全 2, p.30, pp.105-112, pp.143-148)
⑧	中辺義鏡残	20	同上 (p.1144b)	得一撰 (p.1163a)	貞慶 (1155-1213) 『法華開示抄』 (新版仏全 2, p.114a, p.165a-b) / 湛睿 (1271-1346) 『五教章纂釈』 (新版仏全 34, p.178c, pp.188c-189a, pp.189c-190a, pp.191c-192a, pp.221c-222a)
⑨	〔能願中辺〕慧日羽足	3	徳一撰 (p.1144b)	平備南本東大寺得一 (p.1162c)	最澄『決権実論』 (伝全 2, p.699, p.719) 『法華秀句』 (伝全 3, p.70) / 源信『一乗要決』 (恵全 2, p.10, p.140-142)
⑩	遮異見章	3	同上 (p.1144b)	得一撰 (p.1163a)	最澄『法華秀句』 (伝全 3, p.70) / 貞慶『法華開示抄』 (新版仏全 2, p.188a-b)
⑪	通破四教章	1		同上 (p.1163a)	
⑫	法相了義灯	11	同上 (p.1144b)	同上 (p.1163a)	源信『一乗要決』 (恵全 2, p.61)
⑬	同問答	2		同上 (p.1163a)	
⑭	同論 (成唯識論) 同異補闕章	2	東大寺徳一撰 (p.1142c)	東大寺徳一述 (p.1158b)	
⑮	同論 (起信論) 寛狭章	3	徳一 (p.1142a)		
⑯	真言宗未決文	1			現存。『大正新脩大藏經』第77巻に収録。
⑰	止観論	1			現存。最澄『守護国界章』所引の『中辺義鏡』に収録。

(田村晃祐『最澄教学の研究』(春秋社、1992年) pp.327-328をもとに吉田が補遺)

論争の経過

▶⑤『仏性抄』

□最澄『照権実鏡』

弘仁8年(817)2月。陸奥〔で書かれた〕『仏性抄』〔という本〕が、『法華経』を権(=方便)と判定していることにちなんで、一先ずこの亀鏡(=『照権実鏡』)を作る。伏して願わくは同法(=徳一)よ、すみやかに法を誇る罪を止めて、ともに一乗の海に入ろうではないか。(伝全 2, pp.11-12)

→弘仁8年(817)2月成立の『照権実鏡』に書名が挙がっているため、これが『仏性抄』の成立時期を確定する基準となる。

▶⑥『中辺義鏡』

□最澄『守護国界章』

奥州会津県に溢和上(=徳一)という人がある。〔彼は、〕法相という鏡に執らわれて八識の顔を見、唯識というかがり火をかかえて六境の闇を照らしている。〔このほど、〕にわかにかに『中辺義鏡』全3巻を造り、盛んに天台法華宗の教義を批判している。(伝全 2, p.152)

*1 メール: trf.yoshida@gmail.com

→弘仁9年(818)成立の『守護国界章』に書名が挙がっているため、これが『中辺義鏡』の成立時期を確定する基準となる。

▶⑥『中辺義鏡』・⑩『遮異見章』・⑨『慧日羽足』

□徳一「破原決権実論」(最澄『決権実論』の批判対象 ※後述)

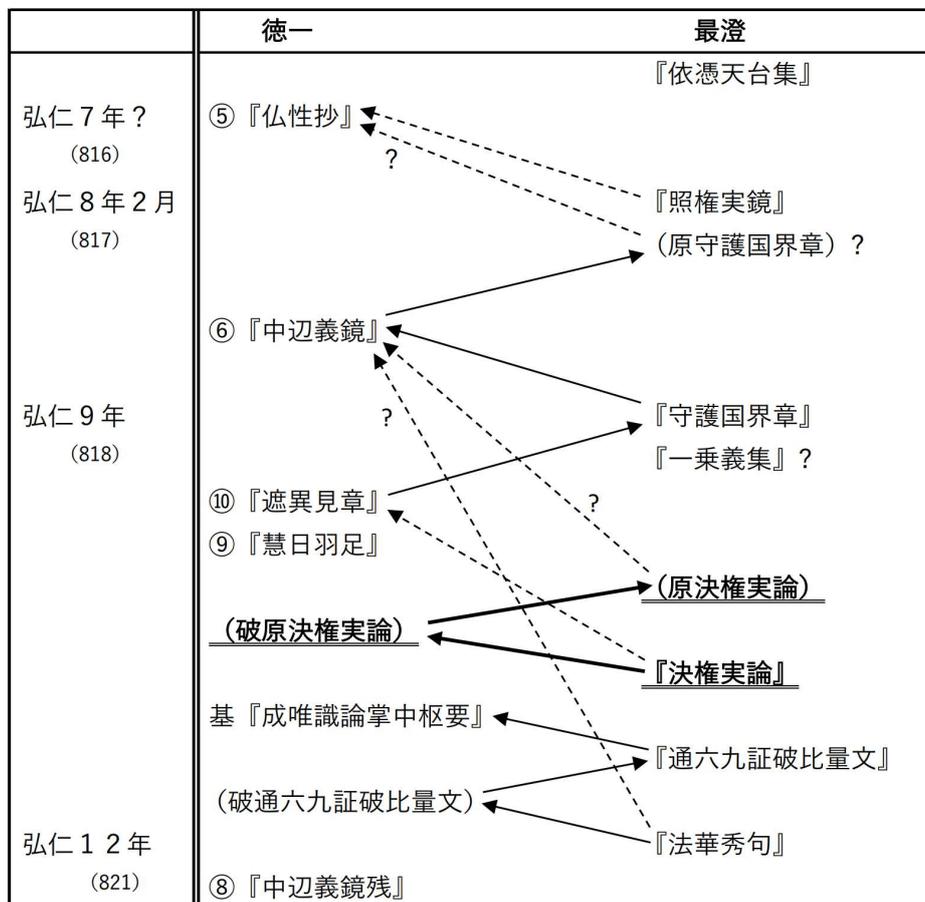
彼(=最澄)は、20項目の質問と論難を立てているが、一つを理解すれば一つ執着〔を増すと云った有り様である〕。すなわち、〔彼は〕大乘は権(=方便)であり、一乗こそが実(=真実)である〔という考えに完全に〕執らわれてしまっているのである。このことについては、〔すでに〕『中辺義鏡』『慧日羽足』『遮異見章』において広く述べた通りである。この3部を精読し、邪執を取り除きなさい。(伝全2, p.719)

→徳一の「破原決権実論」に書名が挙がっているため、徳一が「破原決権実論」を書いた時点で、すでに『中辺義鏡』・『遮異見章』・『慧日羽足』の3書は完成していた。

□最澄『法華秀句』

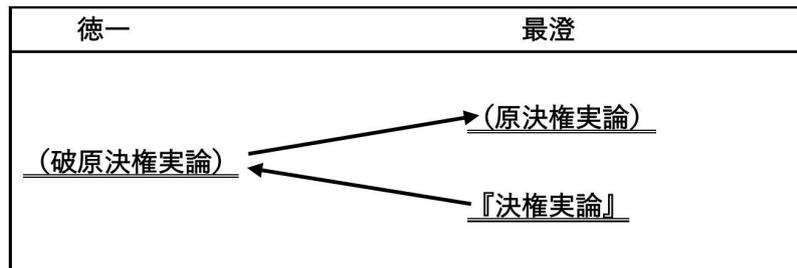
このような、権(=方便)と実(=真実)、〔仏と〕成る者と成らない者、決定種姓と不定種姓、〔暫定的な〕位にもとづくことと〔法爾の〕種子にもとづくこと、密意・隠密といった問題に関する〔徳一師の見解〕は、『〔中辺〕義鏡章』『慧日羽足』『遮異見章』等に述べられている。〔なお、徳一師の誤りについては、〕『守護国界章』『照権実鏡』『決権実論』『通六九証破比量文』等において詳細に論破したところである。(伝全3, pp.70-71)

→弘仁12年(821)成立の『法華秀句』に書名が挙がっているため、『法華秀句』執筆時点で『決権実論』『通六九証破比量文』の2書が完成していたことが知られる。



(田村晃祐編『最澄辞典』〈東京堂出版、1979年〉p.16をもとに吉田が補遺)

論争経過に関する新知見



□ 菩提院藏俊 (1104-1180、法相宗) 『仏性論文集』 (仮題)

得一の『教授末学章』には次のようにある。

末学者 (= 最澄) の第六の問難にいう。

もし〔あなたが、〕無性有情 (= 永遠に悟ることがない衆生) は成仏しないというならば、〔それは、〕世親菩薩の『仏性論』の第二巻に、「〔無性有情にも成仏の〕性があるとする教説を了義真実の説という。〔一方、無性有情には成仏の〕性がないとする教説は不了義方便の説である」と説かれていることに背くことになるだろう。

いま、〔最澄師を〕憐れんで教授して差し上げよう。〔この『仏性論』の文章については〕二通りの解釈があろう。第一は、これは断善闡提 (現時点において悟りのための善根を欠いている者) について説かれたものであり、畢竟闡提 (永遠に般涅槃の性を持たない者) について説かれたものではない〔という解釈である〕。なぜなら、もし「断善闡提には成仏の性がある」と説く場合、〔断善闡提は現時点においては悟りのための善根を欠いているが、後には善根を具えることもあるのだから、これは間違いではない。したがって、〕これは了義真実の説である。〔一方、〕もし「断善闡提には成仏の性がない」と説く場合、〔断善闡提は後には成仏のための善根を具えることができるのだから、これは間違いである。したがって、〕これは不了義方便の説である。第二は、〔これは〕理仏性について説かれたもの〔であり、行仏性について説かれたものではない〕という解釈である。

(楠淳証・船田淳一 [編] 『藏俊撰『仏性論文集』の研究』 (法蔵館、2019年) p.149)

→ 金城学院大学の船田淳一教授によって、藏俊の『仏性論文集』 (新出文献) に、『教授末学章』なる徳一の著作が引用されていることが発見された。本書は、従来その書名すら知られない学界未知の文献であった。

→ 本書について詳しく調査したところ、この『教授末学章』は最澄の『決権実論』と深く関わる文献であったことが判明した。

▶ 最澄『決権実論』の構成

『決権実論』は、①山家問難、②北轅会釈、③山家救難という3段から構成される。

①山家問難は最澄によってまとめられた部分であり、ここに①問 (徳一に対する質問)、②答 (最澄が予想する徳一の回答)、③難 (②に対する最澄の論難) の三が含まれる。

その上で、①に対する実際の徳一の回答として②北轅会釈が付され、さらに、②に対する最澄の反論として③山家救難が加えられ、『決権実論』という一書が完成する。

①山家問難 (最澄による想定問答) : 最澄から徳一へ

①問 (徳一に対する質問)

②答 (徳一の回答を最澄が予想)

③難 (②に対する最澄の論難)

②北轅会釈 (①に対する徳一の回答) : 徳一から最澄へ

③山家救難 (②に対する最澄の反論) : 『決権実論』完成

▶ 徳一『教授末学章』と最澄『決権実論』

徳一『教授末学章』（『仏性論文集』所引）

教授末学者云〈得一作〉末学者第六問難曰若無性有情不成仏者違天親仏性論第二卷末云言有性者是名了義言無性者是名不了今愍教授云会有二義【①】一云彼論拋断善闡提判了不了不拋畢竟闡提判了不了何者若有教授説断善闡提有仏性は名了説若有教授説断善闡提無仏性は名不了説【②】一云約理仏性判了不了可知〈云々〉

最澄『決権実論』

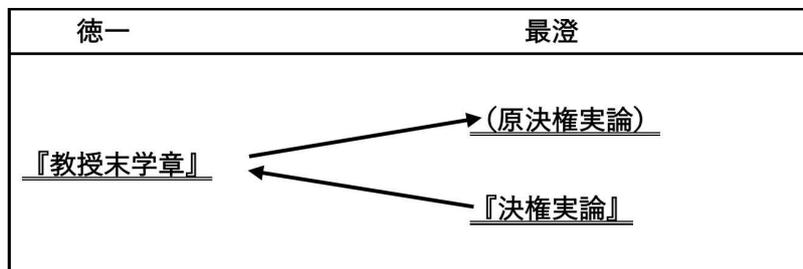
山家問難 問、不可治一闡提者、或説有成仏性、或説無成仏性。此二種説、何為了義、何為不了。答、不可治一闡提者説有成仏性者、為不了説。若説無成仏性者、為了義説。難曰、違天親仏性論第二卷末。云言有性者是名了説、言無性者是名不了也。

北轅会釈 奥州北轅者、通曰、末学者、第六問難曰、若無性有情不成仏者、違天親仏性論。今愍教授云、会有二義。【①】一云、彼論拋断善闡提判了不了。不拋畢竟闡提判了不了。何以故。若有教、説断善闡提有仏性、是名了説。若有教、説断善闡提無仏性、是名不了。

山家救難 有性者、是名了説。是故名四不通也。

→ 下線部分が、『教授末学章』と『決権実論』の一致箇所である。一見して明らかなように、『教授末学章』の文章は、『決権実論』の「北轅会釈」（＝山家問難に対する徳一の回答）とほぼ完全に一致している。

→ 『決権実論』「北轅会釈」＝『教授末学章』か？



→ ところが、ことはそう単純ではない。というのも、現在我々が用いている『決権実論』は、この部分に脱落が見られる不完全なテキストなのである。

→ また、蔵俊の『仏性論文集』には次のような引用が見られる。

□ 蔵俊『仏性論文集』

『教授末学章』の下巻には次のようにある。

また彼はいう。「〔仏の〕教えには了義真実〔の教え〕と不了義方便〔の教え〕の別がある。『仏性論』に述べられる通りである。したがって、怪しむべきではない。」と。これは誤りである。なぜならば、〔彼は〕『仏性論』の真意を理解していないからである。『仏性論』に述べられるのは、分別部の有性の義と薩婆多部の無性の義なのであって、〔これらはともに小乗仏教の教理である。つまり、『仏性論』は〕小乗の執着を打破することを目的としているのである。したがって、〔『仏性論』が〕「無性有情にも成仏の性があるとする教説を了義真実の説という」〔などと説くはずがないのである。そのため、この一文〕は、翻訳者の真諦三蔵（パラマルタ、499-569）が〔原文にない文章を勝手に〕書き加えたと見るべきであろう。〔決して〕世親菩薩の真意ではない。……

（楠・船田 [2019] pp.191-192）

→ここで『教授末学章』は、「また彼はいう」として賢首大師法蔵（643-712、中国華嚴第三祖）の『大乘起信論義記』の文章（T44,p.244c）を引用している。『教授末学章』が「破原決権実論」なのであれば、『決権実論』にこれに対する反論が見られるはずであるが、それが見当たらない。

→『決権実論』の脱落部分に反論が述べられていた？

『決権実論』の完本が出てこない限り、これ以上確実なことはわからない……。

▶最澄『決権実論』脱落箇所の見

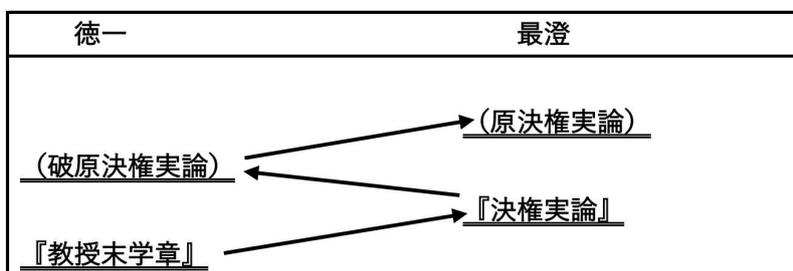
□『国書総目録』第3巻（岩波書店、1965年）

㊦久遠寺・西教寺正教蔵（元久三写）・実蔵坊真如蔵 ㊧寛永古活字版一茶凶成篁、万治三版一大谷・東北大狩野・竜谷・叡山天海、刊年不明一東大・東洋大哲学堂・立正（p.87）

→令和2年（2020）8月、身延山久遠寺にて身延文庫所蔵の『決権実論』の写本を披閱する機会を得、この写本が現行テキストの脱落部分を完全に保持する完本であることを確認した。

→結果、『決権実論』の脱落箇所にも、「また彼はいう」に該当する部分は確認されなかった。これによって、徳一の『教授末学章』が「破原決権実論」ではないことが確定した。

→ただし、事実として、『教授末学章』には『決権実論』と一致する内容が含まれており、この両書に何らかの関係があることは確実である。ここで注目したいのが、先の『仏性論文集』の引用に「『教授末学章』の下巻には次のようにある」とあったことである。ここから、『教授末学章』が全2巻（上・下）ないし全3巻（上・中・下）の本であったことが知られるため、次のような推測が成り立つであろう。すなわち、『決権実論』全体に対する徳一の反論書が『教授末学章』であった、という推測である。この点、『決権実論』全1巻に対して『教授末学章』全2巻ないし全3巻が書かれたとすれば、調巻の観点からも整合する。



徳一・最澄論争の波及範囲：孤高の徳一

□隣昭 (?-859-895-?) 「両経俱無謬」の跋文

（金輪院安慧〈794?-868、第四代天台座主〉『愍諭弁惑章』に追補）

貞観元年（859）8月、文徳天皇（在位：850-858）の供養のために、諸宗の僧侶を天安寺（現：法金剛院〈京都市右京区〉）に招いて、5日間にわたる八座の講会が勤修された。その際、我が親教の大師（慈覚大師円仁〈794-864、第三代天台座主〉のことか？）も同じく招かれ、聴衆の列に加わっておられた。西大寺の光善師（?-874、法相宗）の講経の日、慈恩大師基（632-682、法相宗開祖）の『法華玄賛』の説を巡って議論がなされた。講師はこれについて問われるとたちまち狼狽え、一問も答えることができなかった。〔そこで、〕大師は自ら進み出て、『法華玄賛』の誤りを指摘された。これを聞いた元興寺の明詮師（?-868）や薬師寺の真慧師（生没年未詳）、山階寺（興福寺の古称）の戒灯師（生没年未詳）ら法相宗の名徳はみな怒ったが、一人として〔大師の指摘に〕反論できる者はなかった。

翌年の春、嘉祥寺（京都市伏見区）で催された八講会の席上で、薬師寺の真慧師が〔前年の大師の指摘に対して一つの〕解答を示された。すると大師は、妙楽大師湛然（711-782、中国天台第六祖）の義を借りて、ただちにこれを論破された。その場におられた元興寺の願暁

師 (?-874、三論宗)、光善師、慧叡師 (生没年未詳、法相宗) らは、〔これを見て〕大師を称赞された。法隆寺の長賢師 (生没年未詳、三論宗) は声高に笑うと、「真慧師の解答は、かえって間違いを増すことになりましたな」と仰った。

大師は、八講会が終わると比叡山に戻られ、伝灯の暇に〔この問題に関する〕7つの義を述べられた。私 (=隣昭) は当時年少であったため、大師の後ろに侍ってこれを目の当たりにし、その義を大師より直接聞いた。いま、〔大師の〕遺誠に従って、それをこの書 (=『感喻弁惑章』) の最後に追補し、後代のために留めようと思う。願わくは私と志を同じくする末学よ、この起因を詳しく知っておくように。

寛平7年 (895) 3月、弟子 叡山延暦寺天台法華宗義学 総持院十四禅師の隣昭が記す。

(伝全 3,pp.450-451)

→貞観元年 (859) の天安寺八講において、基の『法華玄賛』の説を巡る議論が起こった。講師が答えに窮していたところ、「親教の大師」(円仁か?) が進み出て基の『法華玄賛』の誤りを指摘した。その場にいた法相宗の名徳 (明詮・真慧・戒灯) はみな怒ったが、これに反論できる者はいなかった。

→翌年の嘉祥寺八講において、法相宗の真慧が前年の大師の指摘に応答したが、大師によってただちに論破されることとなった。

▶ 『法華玄賛』の誤り』とは何か

□慈恩大師基 (632-682、法相宗開祖) 『法華玄賛』

また、『添品妙法蓮華経』の「薬草喻品」は後半部分が加増されている。世親菩薩 (ヴァスバンドゥ、400-480 頃) の『法華論』は、〔『法華経』「薬草喻品」に説かれる〕三草二木の喻えについて、〔これは〕「〔衆生を仏果へと運ぶ〕乗り物はただ一つ (=菩薩乗) だけである」という執らわれを打破する〔ための説である〕と注釈している。『添品妙法蓮華経』〔に加増された箇所〕では、〔衆生を運ぶ〕乗り物が同じく一〔に帰すこと〕を説き、日光をその喻えとしている。〔この日光の喻えは、〕『正法華経』と『妙法蓮華経』のどちらにもない。〔したがって、〕『法華論』にも注釈が見られない。(T34, p.660a)

→現存する『法華経』の完訳は、竺法護 (ダルマラクシャ、239-316) 訳『正法華経』(286年訳出)・鳩摩羅什 (クマラジーバ、344-413 or 350-409) 訳『妙法蓮華経』(490年訳出)・闍那崛多 (ジュニャーナグブタ、523-600?)・達摩笈多 (ダルマグブタ、?-619) 共訳『添品妙法蓮華経』(601年訳出) の3種。

→『法華玄賛』の指摘は、『添品妙法蓮華経』「薬草喻品」に説かれる「日光の喻え」が『正法華経』と『妙法蓮華経』には説かれていないというものである。

□『添品妙法蓮華経』「薬草喻品」

また迦葉よ、如来は様々な衆生を平等に教え導くものである。迦葉よ、〔それは〕ちょうど太陽や月の光が世界を照らすと同様である。〔太陽や月の光は、〕善い行いをする人であっても、悪い行いをする人であっても、高い位の人であっても、低い位の人であっても、良い香りを持つ人であっても、悪い臭いを持つ人であっても、あらゆる人を平等に照らし出すのであって、特定のものだけを選んで照らすということはない。迦葉よ、如来の智慧の光明もこれと同じである。〔如来の智慧の光明は、〕地獄・餓鬼・畜生・人・天のすべての衆生に及ぶのであり、〔その衆生が〕大いなる乗り物 (大乘=菩薩乗) を志向していようと、辟支仏果に到る乗り物 (=縁覚乗) を志向していようと、阿羅漢果に到る乗り物 (=声聞乗) を志向していようと、みな平等に〔照らし出し、それぞれの衆生に対して〕正しい教えが説かれるのである。如来の智慧には不足もなければ過剰もない。〔衆生はみな、やがて〕福德と智慧の完全な獲得に至るのである。迦葉よ、三つの乗り物 (三乗) があるのではない。ただ、衆生の志向するところがそれぞれ異なるため、〔仮に〕三つの乗り物が設けられているに過ぎないのである。(T9, p.153a-b)

→『法華玄贊』が指摘する通り、『妙法蓮華経』『薬草喩品』には上記に該当する説は存在しない。ただし、『正法華経』『薬草品』には『添品妙法蓮華経』と同じく日光の喩えが説かれている。

□『正法華経』『薬草品』

釈尊は、重ねて大迦葉に告げられた。「如来が〔衆生を〕教え導くことは平等であり、その教化に偏りはない。〔それは〕ちょうど、太陽の光が天下を照らす時、ここを照らそう、ここは照らさないでおこうなどと差別することがないのと同様である。〔太陽の光は、〕高・下、深・浅、好・悪、香・臭、〔そのいずれに対しても〕平等であり、特定のものだけを選ぶということはない。仏〔の教化も〕これと同じである。〔仏は〕智慧の光をもって、五道輪廻のただ中にある衆生、菩薩〔乗を志向する者〕、縁覚〔乗を志向する者〕、声聞〔乗を志向する者〕を照らし出すのである。〔仏の〕智慧には過剰もなければ不足もない。〔衆生はみな仏の智慧の光に照らされ、各々の〕理解に従って〔平等に〕悟りを得るのである。本来的には、三つの乗り物(三乗)〔などという区別は〕ない。〔あくまでも、衆生の〕志向するところに従って〔仮に〕設けられたものに過ぎないのである」と。

(T9, p.85a)

→隣昭の「両経俱無謬」によると、貞観元年(859)の天安寺八講において、「親教の大師」は、「基の『法華玄贊』は、『添品妙法蓮華経』に説かれる日光の喩えは、『正法華経』と『妙法蓮華経』にはないと述べているが、『正法華経』には日光の喩えが説かれているではないか。あなた方、法相宗の開祖は、『正法華経』を読んだことがないからこのような過ちを犯すのだ」と指摘したという。

→先に見た通り、隣昭は、この指摘に対して法相宗の名徳は誰も反論できなかつたと記しているが、これはやや不可解である。というのも、実はこの問題は、遡ること41年前、最澄の『守護国界章』においてすでに指摘されていたものなのである。

□最澄『守護国界章』

〔基師の『法華玄贊』には〕おびただしい数の誤りがある。〔いま、その中の〕いくつかを例示して、〔私が理由もなしに『法華玄贊』を〕卑しめているわけではないことを証明しよう。『法華玄贊』の第一巻には次のようにある。

また、『添品妙法蓮華経』の「薬草喩品」は後半部分が加増されている。世親菩薩の『法華論』は、〔『法華経』『薬草喩品』に説かれる〕三草二木の喩えについて、〔これは〕〔衆生を仏果へと運ぶ〕乗り物はただ一つ(=菩薩乗)だけである」という執らわれを打破する〔ための説である〕と注釈している。『添品妙法蓮華経』〔に加増された箇所〕では、〔衆生を運ぶ〕乗り物が同じく一〔に帰すこと〕を説き、日光をその喩えとしている。〔この日光の喩えは、〕『正法華経』と『妙法蓮華経』のどちらにもない。〔したがって、〕『法華論』にも注釈が見られない。〈以上、『法華玄贊』の引用〉

敬って『正法華経』の第三巻、「薬草品」を調べてみると、現に日光の喩えが二紙余りにわたって説かれている。……『正法華経』に日光の喩えが説かれているにもかかわらず、『法華玄贊』の著者である基は『正法華経』を読みもせず、「〔この日光の喩えは、〕『正法華経』と『妙法蓮華経』のどちらにもない。〔したがって、〕『法華論』にも注釈が見られない」などと述べているのである。……このような誤りに鑑みれば、〔『法華玄贊』の〕混乱は明らかであろう。どうして〔このような書物を〕引用し拠り所とすることができようか。(伝全2, pp.180-181)

→先に見た「親教の大師」の指摘は、①『正法華経』にも日光の喩えが説かれている、②基は『正法華経』を読んでいない、という二点を主とするものであり、これが最澄の指摘に基づくものであることは明らかである。つまり、最澄の指摘は、その弟子たちの間で共有されていたのである。

→一方、隣昭の「両経俱無謬」によると、明詮・真慧・戒灯といった法相宗の諸師は、貞観元年(859)の天安寺八講において、初めてこの指摘に接したことになる。つまり、少なく

とも最澄の『守護国界章』成立から貞観元年までの41年間、南都法相宗の人々には、徳一と最澄の論争の内容が認知されていなかったことになるのである。

→徳一が、最澄との論争に際して、その都度南都法相宗の知識を頼っていたならばこのような事態は発生しなかったであろう。ここに、南都の助力を得ることなく、たった一人でこの論争に挑んでいた徳一の姿が浮かび上がってこないだろうか。

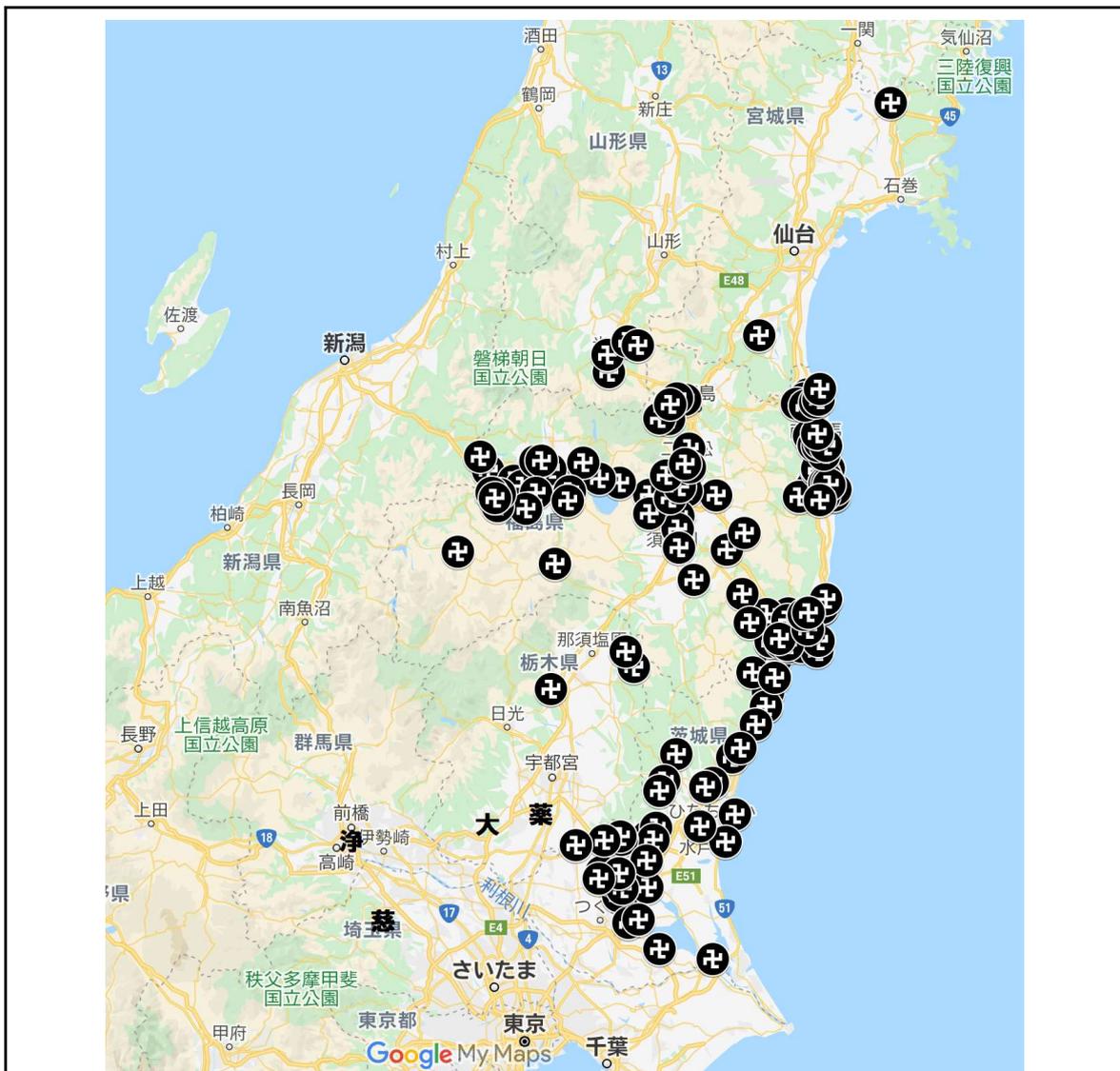
□金輪院安慧 (794?-868、第四代天台座主) 『愍諭弁惑章』

東国に一人の法を謗る者 (=徳一) がいた。〔彼の〕邪執は年を重ね、〔彼を慕って〕学者が市をなしている。〔いま、〕12条からなる書物を著し、それによって我が天台宗を侵害しようとしている。(伝全3, p.367)

▶徳一関係寺院

※小林崇仁「東国における徳一の足跡について：徳一関係寺院の整理と諸問題の指摘」〈『大正大学大学院研究論集』24、2000年〉を参考に吉田が整理・付加した194ヶ寺。

※地図中の「大」は大慈寺、「浄」は浄土院、「慈」は慈光寺を指し、いずれも道忠系教団の拠点となった寺院である。なお、「薬」は天下三戒壇の一つ下野の薬師寺を指す。



県別内訳 () 内は寺院数

福島県 (139)	茨城県 (44)	山形県 (4)	宮城県 (2)
新潟県 (1)	栃木県 (3)	群馬県 (1)	